

# 大分県報

令和六年  
第五三八号  
八月三十日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 指定漁船調書の縦覧……………一  
大分都市計画臨港地区の変更案の縦覧……………一  
指定納付受託者の指定……………二  
土地改良区の役員の就退任……………二

### 告示

**大分県告示第四百十二号**  
漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五  
条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。  
以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつた  
ので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧  
に供する。  
令和六年八月三十日

#### 一 届出事項

##### 1 発起人の住所及び氏名

- 宇佐市大字長洲四千四百五十六番地の一  
渡邊 英敏  
宇佐市大字長洲三千八百三十三番地の一  
久保 須惠人  
宇佐市大字長洲三千五十一番地の百九

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

令和六年八月三十日

大分県報（告示）

一

酒井 芳久

#### 2 加入区

宇佐市加入区

#### 3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

#### 二 指定漁船調書の縦覧

##### 1 縦覧期間

令和六年八月三十日から同年九月十三日まで

##### 2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号  
大分県漁業協同組合事務所

(二) 宇佐市大字長洲四千二百六十三番地の四十三  
大分県漁業協同組合宇佐支店事務所

#### 大分県告示第四百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条  
第一項の規定により、次のとおり大分都市計画臨港地区の変更の案を縦覧に供する。  
なお、大分市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出す  
ることができる。

令和六年八月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

#### 一 都市計画の種類

大分都市計画臨港地区

#### 二 都市計画の変更に係る事項

大分都市計画臨港地区を次のように変更する。

名称	位置	面積	概要
大分港臨港地区	大分市大字生石字宝崎、字湊町通、字松原町及び字海岸通、大字駄原字豊久北浦、大字勢家字春日浦、字芦崎及び字京泊、新川二丁目、王子港町、大字大在並びに大字	約一、四五五・九ヘクタール	一部区域の変更

青崎の各一部

（区域は、別図のとおり）

三 都市計画の変更の案の縦覧期間

令和六年九月二日から

令和六年九月十七日まで

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課

（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和六年八月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 指定納付受託者の名称及び所在地

名称

所在地

指定をした日

株式会社電算システム

岐阜県岐阜市日置江一丁目五十八番地

令六・四・一

株式会社エフレジ

大阪府大阪市北区大深町四番二十号グラ  
ンフロント大阪タワーA

〃

株式会社大分カード

大分市中央町二丁目九番二十二号大分中  
央ビルディング

〃

株式会社いよぎんディーシー  
カード

愛媛県松山市三番町四丁目十二番地一  
いよぎん三番町ビル二階

〃

二 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等

キャッシュレス決済の方法により納付する使用料、手数料、財産収入及び諸収入（納入

通知書及び納付書により納付するものに限る。）

三 指定期間

指定をした日から令和七年三月三十一日まで

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、川平土地改良区（由布市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年八月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

（退任役員）

役名 栗林量教

住所 由布市庄内町野畑九七二番地

〃 麻生正治

〃 庄内町野畑一一四二番地

〃 佐々木義盛

〃 庄内町野畑四二四の一番地

〃 生野則子

〃 庄内町野畑九六四番地一

〃 大津二彦

〃 庄内町野畑一五八四番地

〃 安部英助

〃 庄内町野畑一九六九番地

〃 大塚直

〃 庄内町柿原一四三一番地

〃 大津留誠

〃 庄内町野畑六一番地三

〃 阿部明

〃 庄内町野畑六一番地三

〃 式田英一

〃 庄内町野畑七三八番地

〃 工藤俊昌

〃 庄内町野畑三三八番地二

〃 大島英一

〃 庄内町柿原九二五番地

（就任役員）

役名 阿部喜久三

住所 由布市庄内町野畑五九番地三

理事 氏名

住所

	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	測 利 行	山 本 周	監 事 新 名 宏 二	大 嶋 恵 子	鞭 目 哲 定	平 尾 正 憲	赤 嶺 秀 幸	角 上 一 弘	栃 木 義 美	大 久 保 敏 昭	角 熊 千 敏
	〃 庄内町野畑八七三番地	〃 庄内町測一五九番地	〃 庄内町測四三番地五	由布市庄内町野畑一〇四三番地二	大分市大道町二丁目八番八―五〇三号エイルマンション大道	〃 庄内町柿原一―二八番地	〃 庄内町野畑三四九番地	〃 庄内町野畑一五七三番地	〃 庄内町測八三二番地	由布市庄内町柿原一三八六番地三	福岡県福岡市南区柳瀬一丁目一九番八―三〇一号ビューラーHIRO一八

令和六年八月三十日

大分県報（公告）